



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟しも道路行政に當る人々の知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

## 質疑應答

問 一般交通の用に供されてゐる道路を道路法に依り認定せざる場合は何人が管理すべきや(徳島縣土木研究會)

答 此問題はいつも質問を受くる問題であつて既に答辨したやうに思ふが、各方面から同一の質問が來てゐるから更に詳論しやう。我が現行制度に於ては明治七年太政官布告第百二十號に於て民有地第二種として敷地の民有に屬する道路を認め、一方道路法に於ては其の敷地の所屬如何を問はず行政廳に於て路線を確定したも

のを道路法の道路とする旨を規定した。故に後段の認定を受けない民有地第二種に屬する道路が存在する譯である。此道路は所謂道路敷地其の物に關する權利の作用に依りて一般公衆交通の用に供せられた土地に外ならない、言はゞ土地所有權又は支配權行使の効果に外ならないのである、従つて其の敷地は私法の支配する所であつて學者の所謂私道と言ふものに屬す。

此種道路の敷地の所有權が國に屬する場合に於ても同様に民有地第二種の道路として規律するものと解せなければならぬ、何となれば其の敷地所有者の如何に依つて私道其のもの、性質を變更すべき理由がないからである。固より國有財産法に於ては國の所有に屬する財産であつて公共の用に供するものを公共用財産として取扱ふべきことを規定するが、公共性を有する道路としては道路法以外に存在せざること、道路法の規定に依りて明かな以上は、國有財産法に於ても矢張り道路法の規定に制限され道路法以外に公共用財産としての道路を認むべき筋合でないから、結局地盤官有に屬する私道は雜種財産であつて大藏省の所管に屬するものと解すべきである(田中幹事)

問 市町村長が道路敷を構成する目的を以て公有水面を埋立つ場合其の出願以前に於て市制第四十二條町村制第四十條の議決を経ることを要するや(徳島縣土木研究會)

**答** 市町村長が道路管理者として爲す事務の執行は行政廳として爲すものであるから、法令に特別の規定がある場合は格別であるが、然らざる場合に於ては市會又は町村會とは全然關係を有しない、從て質問の議決を必要としない、併しながら道路敷地を市町村の所有に歸せしむる目的を以て、市町村なる公法人が公有水面を埋立つる場合に在りては、出願前不動産取得に關する市町村會の議決を必要とするのである、固より市町村の出願に係る公有水面の埋立に關しても、法第三條の規定に依つて地方長官は地元市町村會の意見を徵するのであるから、其の以前に議決を必要としないやうに感ぜらるゝのであらうが、市町村會の不動産取得の議決は出願の要件である、殊に市町村の爲す埋立は其の市町村の區域内のものに限られたものでは無いが故に、出願後地方長官から意見を徵することがあることに依つて不動産取得の議決を必要としないと言ふ理由とは爲らないのである。地元市町村が其の所屬公有水面を埋立つる場合に於ても尙法第三條の諮問をすることは事務簡捷上面白くないと言ふ立法論はある、併し現行法は此諮問に依つて競願關係の措置を規定してゐるから(同法施行令第三條)直に改正することも出来ない(田中幹事)

**問** 道路工事執行令第六條第五號及第六號に關する證明書は何人が之を下附すべきものなるや(至關市道路愛護者)

**答** 道路工事執行令第六條に規定する事項は工事請負人たる者の消極的要件であつて、道路管理者は此規定に該當する者なるや否を證議することを要するも、此規定は道路管理者に對して請負資格の審査を爲すべきことを規定したのであつて、請負人から此規定に該當しない證明書を提出すべきことを命令してゐるので無い、故に證明書を何人が下附するかの問題は起らない筈である。道路管理者は自ら第六條の事項に該當せざることを審査する爲に或は各所管廳に照會して審査するか又は一應該當せざることを自ら判斷すべきものである、若し後日に至り第六條に違反することを發見したときは契約を解除するに過ぎない(田中幹事)

**問** 産業道路の國庫補助は幾何を下附せらるゝや又豫算に計上された工事費單價御調べを乞ふ(S縣の一人)

**答** 産業道路と言ふのは曩年内務大臣が指定した重要府縣道を指すのであつて、夫れに對する國庫補助に就ては矢張り道路費國庫補助規程の規定する所に依るべきであつて、右規定に依れば府縣道以下の道路の新設又は改築に要する費用の國庫補助は三分一とす、とあるから左様御承知を願ひ度い、工事費の單價は問合せたが發表を許さないさうである(田中幹事)